

**(仮称)旧庁舎跡地にぎわい創出施設  
整備事業**

**要求水準書**

**令和3年8月 30 日**

**垂 井 町**



## 目 次

I	総則	1
1	本書の位置付け	1
2	性能規定	1
3	本事業の目的及び事業者に期待する事項	1
4	事業方式	2
5	事業範囲	2
6	本事業のスケジュール	2
7	遵守すべき法制度等	3
8	個人情報の保護及び秘密の保持	5
9	要求水準の変更	5
10	事業期間終了時の要求水準	5
11	著作権・特許権等の使用	5
II	前提条件	6
1	事業用地	6
2	事業用地の現況	8
III	本事業に関する要求水準	9
1	新施設等の条件	9
2	基本的な要求水準	11
3	各機能の要件	14
IV	各業務に関する事項	18
1	新施設の設計に関する業務	18
2	新施設の施工に関する業務	21

### 【参考資料一覧：垂井町ホームページで公表する資料】

参考資料-1 位置図

参考資料-2 敷地図

参考資料-3 什器備品等リスト（参考仕様）

### 【参考資料一覧：垂井町役場にて閲覧できる資料】

参考資料-1 インフラ現況図（上水道）

参考資料-2 インフラ現況図（下水道）

参考資料-3 既存施設図面

参考資料-4 地盤調査結果

参考資料-5 アスベスト調査結果



## I 総則

### 1 本書の位置付け

本書は、垂井町（以下、「町」という。）が「（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業」（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定にあたり、応募者を対象に交付する「募集要項」と一体のものであり、本事業において町が要求する施設整備水準（以下、「要求水準」という。）を示し、募集に参加する応募者の提案に具体的な指針を示すものである。

応募者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。また、町は要求水準を事業者選定の過程における審査条件として用いる。このため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案については、失格とする。

さらに、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を満たさないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき措置するものとする。

### 2 性能規定

本書は、要求水準を規定するものである。

応募者は、本書に具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行い、本書に具体的な特記仕様の無い内容については、創意工夫を発揮した提案を行うこと。

### 3 本事業の目的及び事業者に期待する事項

本町では、役場庁舎の老朽化等に伴い、新たに庁舎を整備し、令和元年9月に役場機能の移転を行った。移転に伴い残された庁舎には、隣接して中央公民館が立地している。中央公民館は老朽化等を理由として、「公共施設アクションプラン（平成30年度策定）」において他用途施設への統合の方針が掲げられている。また、旧庁舎及び中央公民館に近接する中山道垂井宿の周辺においては、地域の活性化も課題となっている。

これらのことから、庁舎の移転決定を契機に、旧庁舎及び中央公民館の敷地及び建物（以下「旧庁舎跡地等」という。）の有効活用と中山道垂井宿を含む当該地区の活性化について、本格的な議論をスタートさせた。

平成30年度には多様な住民参加を経て、「垂井町現庁舎敷地等活用基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定し、令和元年度には、基本構想等の成果を踏まえ、庁舎跡地等の活用に向けた調査、検討を行い、今後の設計につなげていくための「垂井町庁舎跡地等活用基本計画（以下「基本計画」という。）」を取りまとめた。

その後、令和2年度に新庁舎東側のGOHパーク（以下「庁舎東館」という。）を取得した。また、同年にサウンディング型市場調査を行い、民間事業者から導入機能や整備手法、公募条件等について、広く意見や提案を求め、対話を通じて市場性を把握した。これらを踏まえ、旧庁舎跡地等の新たな施設における行政機能及び貸室機能、施設整備手法について見直しを行った。

本事業は、以上の検討経緯を踏まえ、誰もが楽しく・安全に集える賑わい拠点を実現させるべく、整備を行うものである。

（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設（以下「新施設」という）は、日常的に多世代の利用者が軽スポーツや音楽活動、会議等、多目的に使用し、子育て世代が安心・安全に子どもとの時間を過ごせるような利用を想定している。そのため、様々な利用者が集いたくなり、多目的に利用し、くつろげるような提案を期待する。

一方で、祭りやイベント、観光で訪れる利用者、災害時の避難者等、非日常的な利用も想定している。本事業の対象となる敷地は、宿場町の面影を残す中山道と近接している。また、町内には歴史的な観光スポットが点在し、文化財に指定される由緒ある祭が定期的開催されている。これらの町の魅力を発信するとともに、新施設が祭りやイベントで使用され、新たな魅力となるような提案を期待する。さらには、災害時に地域住民が一時的に避難する場としても活用する予定である。そのため、本書に示す要求水準の他にも、防災面で提案可能な事項があれば、積極的に提案がなされることを期待する。

#### 4 事業方式

本事業は、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、事業者が公共の資金で新施設の設計・建設を一括で行う DB 方式 (Design Build) により実施する。

#### 5 事業範囲

本事業の業務内容は以下のものとし、詳細はⅢ 本事業に関する要求水準に示す。

##### (1) 新施設の設計に関する業務

- ①事前調査業務
- ②基本設計業務
- ③実施設計業務
- ④各種申請等業務
- ⑤その他事業を実施する上で必要な業務

##### (2) 新施設の施工に関する業務

- ①新施設建設工事
- ②既存施設解体撤去工事
- ③近隣対応・対策業務
- ④その他事業を実施する上で必要な業務

#### 6 本事業のスケジュール

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

内容		時期
事業本契約の締結		令和4年1月下旬
事業期間		契約締結日～令和6年3月15日
	事前調査・既存施設撤去期間 <sup>※1</sup>	契約締結日～選定事業者が提案する年月日 <sup>※2</sup>
	設計・建設期間	選定事業者が提案する年月日 <sup>※2</sup> ～令和6年1月15日
	供用開始日	令和6年4月1日

※1：既存施設のうち、中央公民館については、現在も利用されている。そのため、事業期間内においても、本事業に支障をきたさない範囲で利用されるよう、解体撤去の時期に留意すること。

※2：各業務の実施期間は、選定事業者の提案に委ねるが、令和6年3月15日までに全ての業務を完了させること。

## 7 遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたって、選定事業者は本要求水準書に記載の有無に関わらず、関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則、要綱等を的確に把握し遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、準備すること。

なお、以下に本事業に関する主な関係法令等を示す。

### ①法令・条例等

- (ア) 地方自治法
- (イ) 建築基準法
- (ウ) 都市計画法
- (エ) 消防法
- (オ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- (カ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- (キ) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）
- (ク) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (ケ) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- (コ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- (サ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- (シ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- (ス) 資源の有効な利用の促進に関する法律（ラージリサイクル法）
- (セ) 官公庁施設の建設等に関する法律
- (ソ) 建築士法
- (タ) 建設業法
- (チ) 電気事業法
- (ツ) 下水道法
- (テ) 水道法
- (ト) 道路法
- (ナ) 屋外広告物法
- (二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ヌ) 騒音規制法
- (ネ) 振動規制法
- (ノ) 水質汚濁防止法
- (ハ) 土壌汚染対策法
- (ヒ) 大気汚染防止法
- (フ) 悪臭防止法
- (ヘ) 労働基準法
- (ホ) 労働安全衛生法
- (マ) 警備業法
- (ミ) 個人情報の保護に関する法律
- (ム) 公共建築物における木材の利用の促進に関する法律
- (メ) 岐阜県建築基準条例

- (モ) 岐阜県福祉のまちづくり条例
- (ヤ) 岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例
- (ユ) 岐阜県公害防止条例
- (ヨ) 垂井町まちづくり基本条例
- (ラ) その他関連法令及び条例

②要綱・基準等（最新版）

- (ア) 建築設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- (イ) 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- (ウ) 建築鉄骨設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- (エ) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修）
- (オ) 構内舗装・排水設備基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (カ) 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (キ) 官庁施設の基本的性能に関する技術基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ク) 官庁施設の基本的性能基準及び同技術基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ケ) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (コ) 官庁施設の環境保全性に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (サ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (シ) 建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ス) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (セ) 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ソ) 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (タ) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (チ) 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ツ) 公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (テ) 建築 CAD 図面作成要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ト) 建築工事内訳書作成要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ナ) 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ニ) 日本建築学会諸基準
- (ヌ) 岐阜県設計業務委託共通仕様書
- (ネ) 岐阜県建設工事共通仕様書
- (ノ) 岐阜県公共測量作業規程
- (ハ) その他関連要綱及び各種基準



## 8 個人情報の保護及び秘密の保持

ア 事業者は、業務を実施するにあたって知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を関連法令に準拠して講じること。また、業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

イ なお、事業者は、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

## 9 要求水準の変更

### (1) 要求水準の変更事由

町は、下記の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

ア 法令等の変更により、業務内容が著しく変更される時。

イ 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要とき、又は業務内容が著しく変更される時。

ウ その他、業務内容の変更が特に必要と認められる時。

### (2) 要求水準の変更手続き

町は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づく選定事業者へ支払う対価を含め事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

## 10 事業期間終了時の要求水準

選定事業者は、事業期間終了後に施設の全てが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮できている状態で町へ引き渡すこととする。少なくとも事業終了後1年以内は、建築物、建築設備等の修繕・更新が必要とならない状態を基準に、引き渡し時の状態について町と協議を行うこと。

また、事業期間終了にあたり、選定事業者は町と協議の上日程を定め、町の立会いの下に上記の状態の満足についての確認を受けること。

## 11 著作権・特許権等の使用

### (1) 著作権

町が示した書類の著作権は町に帰属し、提出書類の著作権は応募者に帰属する。

ただし、本事業において公表等が必要と認めるときには、町は提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、応募者の提出書類については返却しない。

### (2) 特許権等

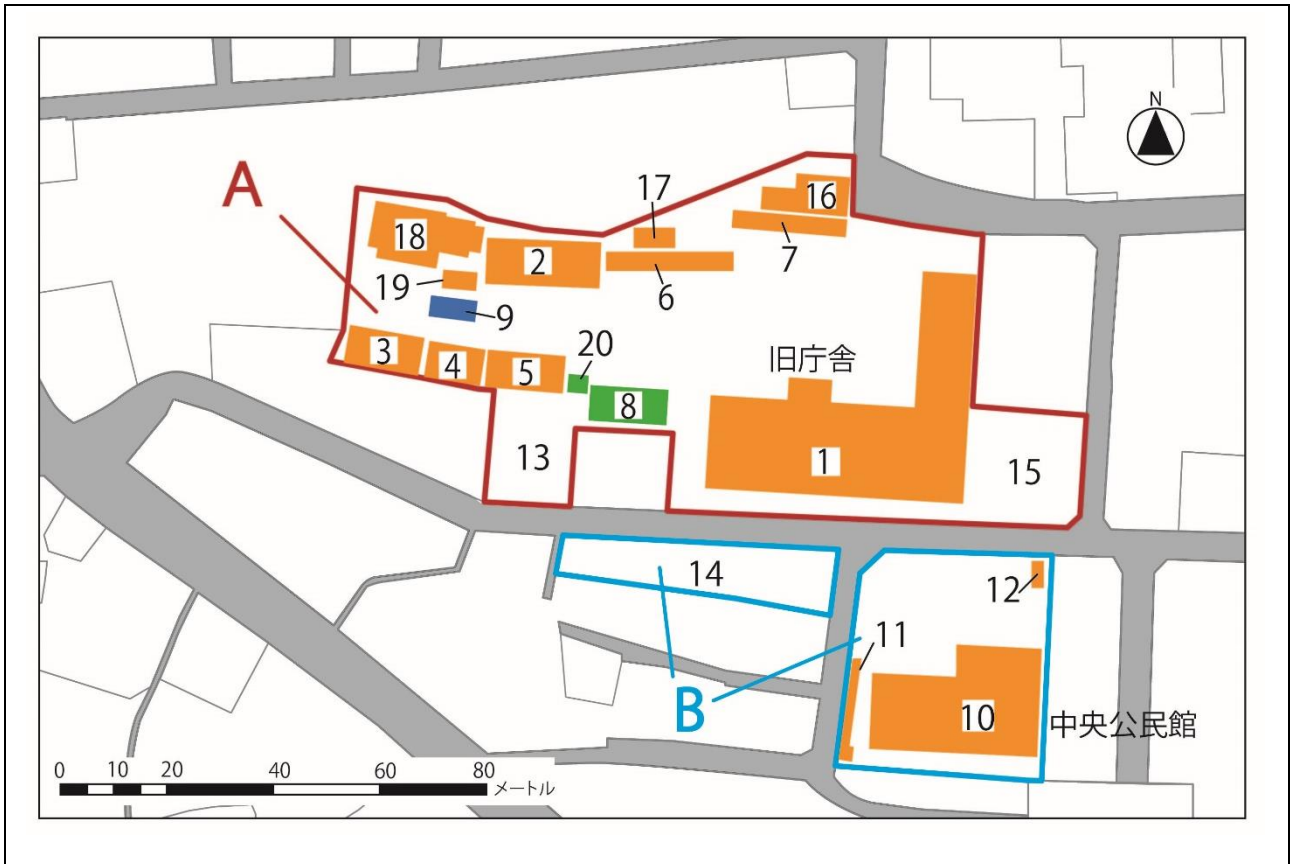
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担する。

ただし、町が指定した工事材料、施工方法等で、仕様書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、応募者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、町が責任を負担する。

## II 前提条件

### 1 事業用地

#### (1) 基本条件



A (以下「範囲A」という。)		B (以下「範囲B」という。)	
住所	岐阜県不破郡垂井町 1532 番地の 1	住所	岐阜県不破郡垂井町 1543 番地の 3 外
土地所有	町	土地所有	町
敷地面積	約 5,751 m <sup>2</sup>	敷地面積	約 2,078 m <sup>2</sup>
用途地域	商業地域	用途地域	第一種住居地域
容積率	400%	容積率	
建ぺい率	80%	建ぺい率	
高さ制限	指定なし	高さ制限	
斜線制限	前面道路：20m (勾配 1.5) 隣地：31m (勾配 2.5) 北側：指定なし	斜線制限	
防火地域	準防火地域	防火地域	
日影規制	指定なし	日影規制	

## (2) 業務の対象

### ①新施設を計画する範囲

新施設を計画する範囲は、範囲Aのみとする。

### ②解体撤去を行う対象

解体撤去を行う対象は、以下に示す建物及び範囲A、範囲Bに位置する工作物とする。また、施設内の一般廃棄物収集運搬・処理も行うこと。

ただし、「③その他」に示す建物については、維持、移設するため、解体撤去を行わない。

なお、詳細な解体撤去を行う対象については、町と協議のうえ決定することとする。

NO.	施設名	建設年度		経過年度	構造	階数	延床面積
1	旧庁舎	1966	S41	55年	RC	3階	3,259 m <sup>2</sup>
2	倉庫1	1971	S46	50年	S	2階	228 m <sup>2</sup>
3	倉庫2	1980	S55	41年	S	2階	157 m <sup>2</sup>
4	倉庫3	1989	H1	32年	S	2階	97 m <sup>2</sup>
5	倉庫4	1980	S55	41年	S	2階	157 m <sup>2</sup>
6	駐輪場1	1966	S41	55年	S	1階	36 m <sup>2</sup>
7	駐輪場2						
10	中央公民館	1970	S45	51年	RC	3階	1,590 m <sup>2</sup>
11	駐輪場	1970	S45	51年	S	1階	13 m <sup>2</sup>
12	車庫	不明	不明	不明	不明	1階	不明
16	物件1	1963	S38	58年	W・S	2階	180 m <sup>2</sup>
17	物件2	1975	S50	46年	S	2階	40 m <sup>2</sup>
18	物件3	1963	S38	58年	W	1階	116 m <sup>2</sup>
19	物件4	1963	S38	58年	S	1階	25 m <sup>2</sup>

### ③その他

以下に示す建物及び工作物について、NO. 8及び20は現況を維持し継続利用するため解体撤去は行わない。また、NO. 9については一時的に移設し、再度範囲Aに設置すること。

NO.	施設名	建設年度		経過年度	構造	階数	延床面積
8	消防団車庫・倉庫兼 土地改良区事務所	1988	S63	33年	S	2階	164 m <sup>2</sup>
9	防災倉庫	2004	H16	17年	LS	1階	14 m <sup>2</sup>
20	火の見やぐら	不明	不明	不明	S	不明	不明

## (3) 各種申請及び手続等

選定事業者は、業務に必要な一切の申請及び手続を行うこと。必要とする場合は、町の求めに応じて各種許認可書類等の写しを提出すること。なお、手数料等は事業者が負担すること。

## 2 事業用地の現況

本事業用地における敷地及び周辺インフラ整備状況に関しては、以下に示す別添参考資料を参照すること。

### 【参考資料一覧：垂井町ホームページで公表する資料】

参考資料-1 位置図

参考資料-2 敷地図

参考資料-3 什器備品等リスト（参考仕様）

### 【参考資料一覧：垂井町役場にて閲覧できる資料】

参考資料-1 インフラ現況図（上水道）

参考資料-2 インフラ現況図（下水道）

参考資料-3 既存施設図面

参考資料-4 地盤調査結果

参考資料-5 アスベスト調査結果 1（旧庁舎等）

参考資料-6 アスベスト調査結果 2（中央公民館等）

### Ⅲ 本事業に関する要求水準

#### 1 新施設等の条件

##### (1) 規模

新施設	延床面積	2,000 m <sup>2</sup> とする。ただし、創意工夫による増減は認める。
	構造、階数	事業者の提案による。
広場・駐車場 ・駐輪場	面積	事業者の提案による。
	駐車台数	事業者の提案による。ただし、業者搬入用2台以上確保すること。

##### (2) 構成

新施設等は、「行政機能」「貸室機能」「住民機能」からなる新施設と「広場・駐車場・駐輪場」で構成される。

新施設等	機能	諸室	
新施設	行政機能	①事務室	
		②その他	
	貸室機能	①多目的ホール	
		②音楽スタジオ	
		③小会議室	
		④和室	
		⑤調理室	
	住民機能	①カフェ	
		②屋内型子ども遊具室	
		③乳児用スペース	
		④エントランスホール	
	広場・駐車場・駐輪場	—	—

##### (3) 配置

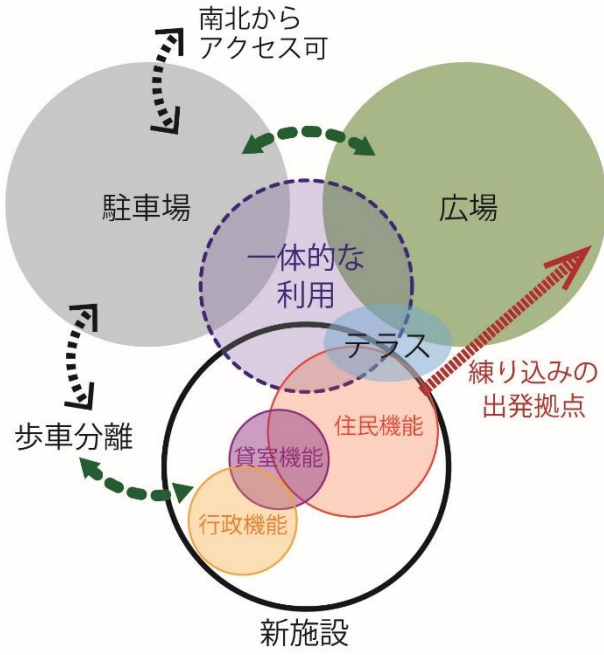
新施設等の各機能及びそれぞれの諸室は、以下に留意して計画すること。

- ①防災面に配慮した施設計画、外構計画を行うこと。
- ②垂井曳やま（ひきやま）まつりの練り込みの出発地※、芸披露の場として有効的に機能できる施設配置とすること。
- ③1階の諸室・空間を選挙投票所（70 m<sup>2</sup>以上）として利用できる施設配置とすること。
- ④自動車と歩行者が交錯することなく、敷地内を行き来できるような動線計画とすること。
- ⑤自動車は南北の両方の道路からアクセスできるよう計画すること。
- ⑥住民機能と広場、駐車場が一体的に利用できるような配置計画とすること。
- ⑦施設の配置位置は周辺の環境（住宅及び消防団車庫等）を考慮して計画すること。
- ⑧消防団車庫及び火の見やぐらは既存のままとする。
- ⑨既存防災倉庫を敷地内に配置すること。

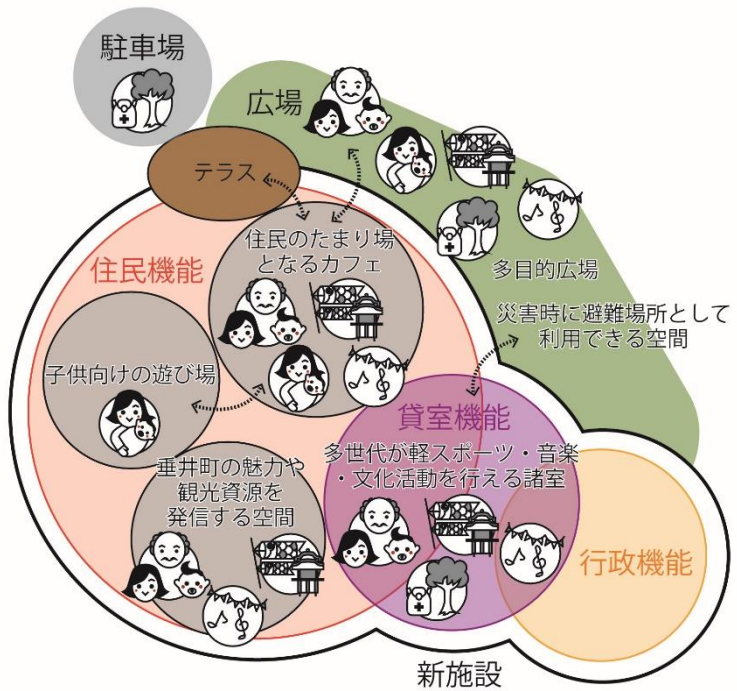
※垂井曳やま（ひきやま）まつりの練り込みの出発地

…垂井曳やままつりの本楽の日に、子ども歌舞伎に出演する子どもや同伴者と中山道を通り、八重垣神社に向かう練り込みがある。その出発地点として活用する予定である。

各機能の配置イメージ



各機能の連携イメージ



凡例

	多世代が多目的に使用ができる機能を導入し、町民が集いやすくなる場とする。
	子育て世代が安心・安全に子どもを遊ばせられる機能を導入し、垂井町の新たな魅力を生む場とする。
	町外から来た人に垂井町をPRできる機能を導入し、垂井町の魅力を発信する場とする。
	憩いの場から防災まで様々な利用ができる機能を建物・広場に導入する。
	建物と広場を活用し、多くの人が交流できるイベントに対応できる場とする。

## 2 基本的な要求水準

### (1) 整備方針

本事業は以下の整備方針に留意し、計画及び整備すること。

#### ①空間・施設の共用

ア 時間帯や利用者に応じて、利用用途や部屋の大きさを変更可能とする「空間の共用（シェアリング）」を図ることで、多面的でフレキシブルな施設利用が可能な計画とすること。

#### ②安全性・防災

ア 大地震でも倒壊せず、耐震安全性に配慮した構造計画とすること。

イ 建物の長寿命化に配慮し、維持管理の容易性に長けたメンテナンス性のよい仕様とすること。

ウ 防災広場として、建物と広場が一体的に活用しやすい動線計画とまとまった大きさの広場を確保することで、災害時の避難がスムーズに行える計画とすること。

エ 広場と駐車場を一体的に利用できる配置とし、災害時においても建物と広場、駐車場が有効的に機能できる計画とすること。

オ 歩行者と自動車の動線を分離し、南北の両方から敷地へアクセスできる動線計画とすること。また、周辺道路の歩行者の安全性の確保、騒音、振動に関する近隣への配慮等、周辺環境に配慮すること。

カ 災害時に一時的な避難がしやすいように道路からの出入り口や広さに配慮した計画とすること。

キ 災害時に電源確保を行える計画とすること。

ク 災害時に電源確保を行うため、太陽光発電の設置や、雨水・中水再生可能・自然エネルギーの利用を取り入れることが望ましい。

#### ③環境・利便性

ア 様々な時間帯や季節の利用シーンを想定した照明やコンセントを配置し、快適な空間の整備に努めること。

イ LED 照明など効率の良い設備機器や照明・空調センサーによる運転制御等を積極的に取り入れ、消費電力の削減に配慮すること。

ウ イベント時にも利用できるように施設や広場と一体的な整備を行うこと。

エ 近隣への日照、騒音、振動、臭気の影響を防止するよう考慮すること。

#### ④ユニバーサルデザイン

ア 多世代の町民や町外の方が利用する施設であるため、ユニバーサルデザインの視点に立つとともに、バリア（障壁）がなく多様な人々が安心して利用できる施設とすること。

イ 障がい者や妊婦、ベビーカーの利用者等が利用しやすいよう、駐車場からエントランスまでの動線が分かりやすく安全な動線計画とすること。

ウ 誰にとってもわかりやすいサイン計画、多言語化に努めること。

エ 高齢者や車いす利用者、妊婦、乳幼児連れの方等に対応した多目的トイレを設置すること。

## ⑤その他

- ア 新型コロナウイルス等の感染症の動向を見据えながら、利用者の安心・安全に配慮した整備計画とすること。
- イ 持続可能な開発目標（SDGs）に配慮した施設、整備計画とすること。

## （2）建築

- ①事業用地は、宿場町の面影を残す中山道と近接し、閑静な住宅地に位置することから、近隣住民に親しまれ、周辺の環境と調和した外観及び内装を計画すること。
- ②新施設は複合施設であるため、利用者の利便性やセキュリティに配慮し、各機能への動線が明瞭で管理が容易な計画とすること。また、利用者がわかりやすい各機能及び各諸室の配置とすること。
- ③にぎわいを創出する空間と静けさを求められる空間の配置に配慮し計画すること。
- ④トイレは、利用者動線等を配慮し、利用者が利用しやすい位置に男女別トイレ、多目的トイレを設置すること。
- ⑤新施設を複数階で計画する場合は、福祉対応仕様の乗用エレベーターを1基以上設置すること。
- ⑥廊下・スロープは、車椅子の通行に支障がないよう幅員を確保すること。
- ⑦玄関は、風除室を設け、傘立て、郵便受け等の備品を設置すること。
- ⑧各諸室に見やすい位置に掛時計が設置できるよう金具等を設置すること。
- ⑨火の見やぐらを活用して施設をPRする方法を検討すること。

## （3）構造（耐震安全性）

新施設は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき計画することとし、耐震安全性の分類は、構造体がⅡ類、建築非構造部材がA類、建築設備が乙類とする。

## （4）設備

### ①電気設備

#### ア 受変電設備

- （ア）受変電設備を配置し、受電、変電を行うこと。
- （イ）引き込み柱からの配管配線については景観を考慮し、地下埋設とする。

#### イ 幹線動力設備

- （ア）キュービクルを設置し、各分電盤及び動力盤への電源供給を行う。
- （イ）幹線ケーブルは、環境に配慮したエコマテリアルケーブルを使用すること。

#### ウ 電灯・コンセント

- （ア）各電灯盤から照明器具、コンセント等への電源供給を行うこと。
- （イ）照明器具は基本的にLED照明を使用すること。
- （ウ）高所に設置する器具はメンテナンス性に考慮すること。
- （エ）外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- （オ）非常照明、誘導灯は関連法令に基づき必要に応じ設置すること。



## エ 電話設備

- (ア) 施設内連絡用及び外部との通話ができるように配管配線工事を行い、電話機を設置すること。
- (イ) 電話の設置個所は事業者の提案とする。
- (ウ) 公衆電話を1台以上設置し、配管配線工事を行うこと。

## オ 放送設備

- (ア) 関連法令に基づき、必要に応じ警報設備又は非常放送設備を設置し、配管配線工事を行うこと。
- (イ) 施設案内用放送設備を設置し、配管配線工事を行うこと。(上記と兼用も可)

## カ 自動火災報知設備

- (ア) 関連法令に基づき、必要に応じ受信機、感知器等を設置し、配管配線工事を行うこと。

## キ テレビ共聴設備

- (ア) 大垣ケーブルテレビに接続できるよう、配管配線工事を行うこと。
- (イ) テレビの設置個所は事業者の提案に委ねる。

## ク インターホン設備

- (ア) 通用口にドアホンを設け、親機は(特非) Let's たるい事務室に設置すること。

## ケ 監視カメラ設備

- (ア) 施設内必要個所に監視カメラ設備を設置し配管配線工事を行うこと。
- (イ) 監視カメラの設置個所は事業者の提案に委ねるが、モニターは(特非) Let's たるいの事務室に設置すること。

## コ 防犯設備

- (ア) 夜間の防犯設備は機械設備を基本とし、防犯設備、監視設備を設置すること。

## サ 情報通信設備

- (ア) エントランスホール等にデジタルサイネージの配置が可能なよう、必要な配管配線工事を行うこと。
- (イ) 施設利用者(主催者)や来館者の利便性向上に配慮し、公衆無線 LAN が利用できる環境を整備すること。

## シ 非常用発電設備

- (ア) 旧庁舎既存の非常用発電装置を利用すること。

## ②給排水設備

### ア 給水設備

- (ア) 参考資料-1 インフラ現況図(上水道)の給水引込位置図を参照すること。
- (イ) 既存の引込を利用可能とするが、メーターサイズ及び受水槽容量は事業者の提案に委ねる。  
なお、消防団車庫・倉庫兼土地改良区事務所への引込を別に整備すること。

### イ 排水設備

- (ア) 参考資料-2 インフラ現況図(下水道)の下水道図面を参照すること。
- (イ) 汚水は公共下水へ、雨水は道路側溝へ放流することとするが、町と協議のうえ決定する。  
なお、消防団車庫・倉庫兼土地改良区事務所から公共下水への接続を別に整備すること。

#### ウ 衛生器具設備

- (ア) 衛生面、節水面に考慮した機器の採用を行うこと。
- (イ) 高齢者や障がい者にも配慮すること。

#### エ 消火設備

- (ア) 関連法令に基づき、消火設備を設置すること。

### ③空調設備

#### ア 空気調和設備

- (ア) 室内環境を考慮した空調方式を考慮すること。
- (イ) 省エネルギー、地球環境保全に考慮した空調方式の採用を積極的に行うこと。
- (ウ) 燃料の種別及び空調方式は事業者の提案に委ねる。
- (エ) 空調機器類は、諸室で操作できること。

#### イ 換気設備

- (ア) 室内環境を考慮した換気設備を各室に設置すること。
- (イ) 開閉できる構造の外窓には、取り外して洗浄できる網戸等を設置すること。

## 3 各機能の要件

### (1) 行政機能

行政機能は、公共の2団体（垂井地区まちづくりセンター及び（特非）Let's たるい）が使用する

#### ①事務室と②その他で構成する。

なお、面積は行政機能全体で200㎡程度を想定しているが、各諸室の面積は、提案に委ねる。

#### ① 事務室

- ア 垂井地区まちづくりセンターの事務室は、3名程度が一般的な事務作業を行うためのスペースを確保すること。また、増員や打合せスペース、OA機器スペース、ファイル・小物・文房具等を収納するキャビネットを設置するスペースを見込むこと。
- イ （特非）Let's たるいの事務室は、5名程度が一般的な事務作業を行うためのスペースを確保すること。また、増員や打合せスペース、OA機器スペース、ファイル・小物・文房具等を収納するキャビネットを設置するスペースを見込むこと。
- ウ 事務室内にはOA機器を設置するため、それらが稼働可能な電源及びLAN端子等を整備すること。
- エ OAフロアとすること。
- オ それぞれの事務室は、壁を設け一体的な空間としないこと。
- カ それぞれの事務室について、執務スペースと窓口カウンターは隣り合わせに設置すること。
- キ それぞれの事務室に書類保管スペース（倉庫）を併設すること。

#### ② その他

- ア 事務室の前などに事務室内とは別に4名程度が打合せ等で利用できるスペースを設けること。また、共有で使用可能な配置とすること。

- イ 給湯器及びコンロ、シンク等を備えた給湯室を設置すること。給湯室は共用で使用する  
こととし、配置や来館者の動線に配慮した計画とすること。
- ウ 職員専用通用口を設置すること。
- エ ゴミ庫を設置すること。
- オ 外部で利用する資機材を収納する倉庫を設置すること。

## (2) 貸室機能

貸室機能は、来館者が軽スポーツや音楽、文化活動等の様々な活動を行い、災害時は避難所として短期的に利用できる空間とする。諸室は、①多目的ホール、②音楽スタジオ、③小会議室、④和室、⑤調理室で構成する。

なお、面積は貸室機能全体で 1,300 m<sup>2</sup>程度を想定しているが、各諸室の面積は、提案に委ねる。

### ①多目的ホール

- ア 多目的ホールは、卓球やタスポニーをはじめとした軽スポーツ、発表会や講演会、会議等といった多目的な利用を想定した空間とすること。
- イ 可動式間仕切りによって大（200 m<sup>2</sup>程度）と小（100 m<sup>2</sup>程度）の区画可能とすること。
- ウ 可動式間仕切りを収納した一体的利用にて、教室型配置の講演会時に最大 100 名が同時に利用できるスペースを確保すること。
- エ 屋外（広場・駐車場）と一体的な利用ができるよう配置に考慮すること。
- オ 天井高は軽スポーツが支障なく競技できるよう、ふさわしいものとする。
- カ 機器（音響機器、スクリーン、バトン、遮光カーテン等）を設置し使用できるよう、それらが稼働可能な電源等を整備すること。
- キ 使用目的及び人数を踏まえ、倉庫等（約 35 m<sup>2</sup>）を設けること。
- ク 垂井曳やままつりや文化的事業などで多目的ホールの控え室として他の諸室を利用できる動線、専用の出入口を設けることが望ましい。
- ケ 騒音、振動に配慮し、天井、床、壁等に対策を行うこと。
- コ 移動式ステージを設置すること。

### ②音楽スタジオ（1室）

- ア 音楽スタジオは、音楽・文化活動や談話室として利用できるよう防音、遮音、防振設備を施し、多目的に利用できる空間とすること。
- イ 音響機器を使用できるよう、それらが稼働可能な電源等を整備すること。
- ウ 面積は提案に委ねるが、最大 20 名が使用可能なスペースを確保すること。
- エ 平常時は、小会議室としても利用できること。

### ③小会議室（5室で 250 m<sup>2</sup>程度）

- ア 小会議室は、各種団体の会議や簡易な講習会、地元住民の自主学習の場といった多目的な利用を想定した空間とすること。
- イ 小会議室は、5室程度を確保すること。なお、うち3室を1室として可動式間仕切りによる対応ができるものとし、隣室の使用用途に関わらず各室を快適に使用できるような防音性能

を有すること。

ウ 利用者が各自 PC 等を利用できるよう、電源を適宜整備すること。

#### ④和室（3室で120㎡程度）

ア 和室は、様々な世代でお茶会や交流会等に利用できる空間とすること。

イ 和室は、3室程度を確保すること。なお、1室としても利用できる配置とし、適宜座布団や座椅子等が収納可能な収納スペースを設けること。

ウ 茶道、和楽器、囲碁、将棋等で使用できる場とすること。

#### ⑤調理室（1室で80㎡程度）

ア 調理室は、多世代が調理実習を行える調理機能を備えた空間とすること。

イ 面積は提案に委ねるが、コンロやシンク、ダイニングテーブル等を適宜事業者が設置することとし、キッチンスタジオを想定した工夫をすること。なお、キッチンスタジオとは、調理スペースと飲食スペースを分け、調理したものを飲食スペースのダイニングテーブル等で一堂に会し飲食できるような空間を想定している。

ウ 調理室はシェアキッチンとしても使用されることを想定し、調理したものをカフェの座席で飲食できるよう配置に配慮すること。

エ 調理実習の際には、講師の実演が見やすくなるよう工夫すること。

オ 換気扇、収納棚を事業者が設置し、冷蔵庫、電子レンジ等の設置スペースを確保すること。

カ 造り付けのホワイトボードを設置すること。

キ 壁や床は清掃しやすいものとする。ただし、床は滑りにくいものとする。

### （3）住民機能

住民機能は、多世代の地域住民が憩うたまり場となり、子育て世代が安心安全に子どもを遊ばせられるような空間とする。また、地域住民のみならず、町外から来た人に垂井町の魅力を発信する空間とする。諸室は①カフェ、②屋内型子ども遊具室、③乳児用スペース、④エントランスホールで構成する。なお、住民機能の各諸室は、それぞれの位置関係に配慮し、一体的な空間とすること。

なお、面積は住民機能全体で500㎡程度を想定しているが、各諸室の面積は提案に委ねる。

#### ① カフェ

ア カフェは、地域住民や町外から来た人のたまり場となり、照明や色、デザイン等を工夫し、開放的で過ごしやすい空間とすること。

イ 面積は提案に委ねるが、厨房設備を設置し、40席程度の座席を確保すること。また、座席はコワーキングスペースを想定した工夫をすること。なお、コワーキングスペースとは、パソコン等の作業に使用する電源やスペースを有する、1席ごとに区切られたカウンター席や、数人で使用できるテーブル席を配置した空間を想定している。

ウ 屋外（広場・駐車場）と一体的な利用ができるよう配置に考慮し、テラス等を設けるなど開放的な空間となるよう工夫すること。

エ エントランスホールと連携し、町内の特産品やPRを行う場として利用できるような空間とすることが望ましい。

#### ②屋内型子ども遊具室

ア 屋内型子ども遊具室は、天候に左右されることなく、保護者と子どもが安心・安全に遊べる

空間とし、事業者が複合遊具を設置すること。

イ 面積は提案に委ねるが、幼児が屋内遊具を使用し、同時に 20 人程度遊べるスペースを確保すること。

ウ 床面や壁面は転倒、衝突等でけがをしないよう、クッション性の高い仕様とすること。

エ 保護者が①カフェでくつろぎながら、子どもが屋内型遊具室で遊ぶ姿を眺められるよう配置に配慮すること。

### ③乳児用スペース

ア 乳児用スペースは、活発に遊ぶ幼児とは別に、保護者と乳児が落ち着いて利用できる空間とする。

イ 面積は提案に委ねるが、保護者及び子ども同士が快適に利用できるスペースを確保し、授乳室と乳児用トイレを併設すること。また、調乳に対応できるよう、調乳用設備を備えること。

ウ 床面や壁面は転倒、衝突等でけがをしないよう、クッション性の高い仕様とすること。

### ④エントランスホール

ア エントランスホールの面積は提案に委ねるが、観光案内やイベント情報の発信が行えるような空間とする。また、ショーケースやポスターを展示する設備を設けること。

イ カフェと一体利用し、町内の特産品やPRを行う場として利用できるような空間とすること。

## (4) 広場・駐車場・駐輪場

広場・駐車場は、子どもの遊び場や多世代の憩いの場としての日常的な利用からイベント（まつり、屋外フェス、マルシェ等）や災害時の非日常的な利用まで多目的な利用を想定した空間とする。

①多目的な利用ができるよう、平坦なオープンスペースを基本とし、複合遊具や植栽等を適宜設置すること。

②植栽等は維持管理の容易性に長けたメンテナンス性のよい仕様とすること。

③災害時の一時避難に対応可能なよう、防災倉庫、かまどベンチ、マンホールトイレ、簡易な自然エネルギー発電装置等を設置することが望ましい。

④行政機能及び貸室機能、住民機能の各諸室の配置に考慮し、新施設と広場・駐車場が一体的に利用できるよう工夫すること。

⑤駐車台数は提案に委ねるが、業者搬入用 2 台以上を確保するとともに、各諸室への搬入を想定し搬入車の動線を工夫することが望ましい。

⑥新施設等の利便性を踏まえ、駐輪場を適宜設置すること。台数は提案に委ねる。

⑦駐車場は駐車のみ利用ではなく、イベント時等に広場としての利用もできるように配慮すること。

⑧施設へのアプローチは、玄関が来場時によく分かるよう、駐車場や駐輪場の位置を配慮して計画すること。

⑨防犯及び維持管理に配慮し、屋外トイレを設置すること。なお、新施設の一角に設置することも可とする。

⑩自動販売機の設置スペース及び電力の確保をすること。

⑪本敷地内には垂井の泉を水源とする水路が位置しているため、その水を活用する提案を期待する。

## IV 各業務に関する事項

### 1 新施設の設計に関する業務

#### (1) 業務範囲

選定事業者は、新施設の設計に関する業務の遂行に当たり、本要求水準書、事業者提案、事業契約書等に基づき、本町と協議のうえ進めるものとする。

業務区分は、以下のとおりとする。

- ①事前調査業務
- ②基本設計業務
- ③実施設計業務
- ④各種申請等業務
- ⑤その他事業を実施する上で必要な業務

#### (2) 業務期間

新施設の設計に関する業務の期間は、新施設の供用開始日に間に合うように選定事業者が計画すること。具体的な設計期間については選定事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

#### (3) 業務に係り留意すべき事項

新施設の設計に関する業務に係り留意すべき事項は以下のとおりである。

業務区分	留意すべき事項
①事前調査業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・選定事業者は、自らの提案において必要となる現況調査（測量、地盤調査、電波障害調査等）を選定事業者の責任において、必要な時期に適切に行うこと。</li><li>・解体対象となっている旧庁舎及び中央公民館等は建設後 50 年以上経過していることから、アスベストや PCB 混入機器等の調査を適宜実施すること。調査の結果、撤去、処理が必要となった場合には、関係法令等を遵守して実施すること。</li></ul>
②基本設計業務 ③実施設計業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・選定事業者は、業務の進捗状況及び関係機関との協議内容を町に対して報告を行うとともに、各種許認可等の書類の写しを町に提出すること。</li><li>・選定事業者は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を参考に、業務を遂行すること。</li><li>・選定事業者は、提案する施設に自身が規定する機能及び性能を満たすための建築材料、建築設備等を適切に判断して設置すること。なお、これらの選定に当たっては、安全性、耐久性、メンテナンス性、環境性能等に配慮すること。</li><li>・選定事業者は基本設計完了時及び実施設計完了時に、それぞれ選定事業者が本業務要求水準書に記載されている要求水準及び選定事業者が提案書に記載した項目が遵守されているかについて、町に報告及び説明を行うこと。</li></ul>

業務区分	留意すべき事項
②基本設計業務 ③実施設計業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定事業者は、設計に関する詳細な外観及び内装、設備、仕様等について、提案を著しく逸脱せず、かつ、工期の変更を伴わない範囲で、町と協議のうえ本事業の目的を達成すること。</li> <li>・垂井町内に本店を有する企業や岐阜県産の工事材料を選定する等により、設計業務の段階から地元企業との対話を図ること。</li> <li>・選定事業者は、提案する施設に本施設の機能及び用途を鑑み、参考資料-3（什器・備品等リスト（参考仕様））を参考に、必要な什器、備品等のリストを作成し提案すること。</li> </ul>
④各種申請等業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定事業者は、施設整備に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。</li> <li>・開発許可申請関係書類等、各種手続きにおいて必要な資料等の作成について、町の求めに応じて支援すること。</li> <li>・手数料等は事業者が負担すること。</li> </ul>
⑤その他事業を実施する上で必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町が議会や町民等に向けて設計内容の説明を行う場合や、補助金の申請を行う場合等、町の要請に応じて資料作成を行い、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。</li> <li>・その他、必要な協力を行うこと。</li> </ul>

#### （４）その他 留意事項

##### ①基本設計業務及び実施設計業務に係る手続書類の提出

ア 選定事業者は、基本設計及び実施設計業務の着手前に、応募時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、以下の書類を町に提出し、町の承諾を得ること。なお、詳細は町と協議のうえ、決定することとする。

（ア）設計業務計画書（組織体制を含む）

（イ）設計工程表（基本設計、実施設計、建築確認申請等各種申請手続き及び町との調整工程）

（ウ）設計業務着手届

（エ）主任技術者届（設計経歴書を添付のこと。）

イ 選定事業者は、基本設計及び実施設計業務の完了後に、以下の書類を町に提出し、町の承諾を得ること。なお、詳細は町と協議のうえ、決定することとする。

（ア）設計業務完了届

（イ）設計図書引渡届

##### ②設計図書の提出

基本設計完了時及び実施設計完了時に以下に示す書類を提出すること。また、CAD データを含むデジタルデータも提出すること。

町は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む）を通知する。

業務	種別	部数	備考
基本設計	設計図面	○	A3、意匠・構造・電気設備・機械設備を製本する。
	設計説明書	○	A4

	電子媒体 (CD-R)	○	
	工事概算書	○	A4
	打合せ記録簿	○	A4
実施設計	設計図面	○	A1 (原図)
		○	A3、意匠・構造・電気設備・機械設備を製本とする。
	設計説明書	○	A4
	電子媒体 (CD-R)	○	
	設計設備計算書	○	A4
	構造計算書	○	A4
	工事費内訳書	○	A4
	什器備品リスト	○	A4
	保全に関する説明書	○	A4
	エネルギー管理計画書	○	A4
	打合せ記録簿	○	A4



## 2 新施設の施工に関する業務

### (1) 業務区分

選定事業者は、新施設の施工に関する業務の遂行に当たり、本要求水準書、事業者提案、事業契約書等に基づき、本町と協議のうえ進めるものとする。

業務区分は、以下のとおりとする。

- ①新施設建設工事
- ②既存施設解体撤去工事
- ③近隣対応・対策業務
- ④その他事業を実施する上で必要な業務

### (2) 業務期間

新施設の施工に関する業務の期間は、新施設の供用開始日に間に合うように選定事業者が計画すること。具体的な建設期間については、選定事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

なお、選定事業者が、不可抗力又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め、供用開始日の変更等について、町と選定事業者が協議して決定するものとする。

### (3) 業務に係り留意すべき事項

新施設の施工に関する業務に係り留意すべき事項は以下のとおりである。

業務区分	留意すべき事項
①新施設建設工事	<ul style="list-style-type: none"><li>・選定事業者は、工事に当たる者が構成員の第三者に下請又は委託を行う場合は、あらかじめ町に通知すること。</li><li>・選定事業者は、近隣住民の生活に支障がないように安全を確保した工事計画で建設工事を実施すること。</li><li>・選定事業者は、新施設の工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分の工事等が実施される時期について、事前にその内容及び実施時期を町に通知すること。なお、町は当該検査又は試験に立合うことができるものとする。</li><li>・選定事業者は、工事期間中、常に工事記録をとるとともに、適宜、町に報告すること。</li><li>・選定事業者は、町の監査等に関わる検査等の資料作成等に協力すること。</li><li>・建設工事により発生する建設副産物については、関連する基準等に基づき、適正な処理に努めること。</li><li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な事項を書面で町に報告すること。</li><li>・什器・備品等は、本施設の運営にあたり、本町が最低限必要と考える品目をまとめた「参考資料-3 什器・備品等リスト（参考仕様）」を参考に調達・配置すること。什器・備品等は購入を原則とし、リース・レンタルによる調達は不可とする。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定事業者は、自らにおいて新施設の間接検査及び完了検査を行うとともに、その内容・結果及びその他の検査記録について町に報告すること。なお、完了検査の日程は事前に町に通知すること。</li> <li>・選定事業者は、町に対して、完了検査の結果を検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。</li> </ul>
業務区分	留意すべき事項
①新施設建設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事監理業務は本事業の業務範囲に含めず、他の事業者が行う。なお、工事監理業務を行う者が指示する工程内検査等については、適切に対応すること。</li> <li>・選定事業者は、選定事業者による完了検査報告を後に実施する、町自らによる完成検査に立会い、協力すること。選定事業者は、町による完成検査の検査項目及び検査内容を提案するものとし、町がこれらの内容を決定することとする。</li> <li>・選定事業者は、町が行う完成検査の結果、要求水準等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。なお、選定事業者は、町による完成検査後、是正・改善事項がない場合は、町から完成確認通知を受けるものとする。</li> <li>・選定事業者は、関連法令及び基準等に基づき、施設の状態について、健康で衛生的な環境を確保するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理の各測定を実施すること。</li> <li>・建築資材の調達や各種設備機器の選定においては、低炭素・省エネルギーに配慮すること。</li> </ul>

<p>②既存施設解体撤去 工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、解体撤去工事を実施すること。なお、解体撤去工事の対象物の詳細は、町と協議により決定するものとする。</li> <li>・選定事業者は、解体撤去工事の着手までに、解体撤去工事の実施体制、工事工程等の内容を含んだ工事全体の「施工計画書」を作成し、町の承諾を得ること。</li> <li>・選定事業者は、近隣住民の生活に支障がないように安全を確保した工事計画で解体撤去工事を実施すること。</li> <li>・同敷地内において、一部施設が稼働しているため、利用者の安全確保と騒音、振動、臭気等の環境確保に十分配慮すること。</li> <li>・隣接する物件や敷地周辺の公共施設等に損傷を与えないよう留意すること。万一、工事中に汚損、破損した場合、選定事業者の責任及び費用において補修、補償等を行い、公共施設の場合は管理者の承認を得ること。</li> <li>・選定事業者は、工事期間中、常に工事記録をとるとともに、適宜、町に報告すること。</li> <li>・解体撤去工事により発生した廃棄物や解体対象施設内の一般廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理し、処分すること。</li> <li>・選定事業者は、自らにおいて新施設の間接検査及び完了検査を行うとともに、その内容・結果及びその他の検査記録について町に報告すること。なお、完了検査の日程は事前に町に通知すること。</li> </ul>
-------------------------	---

業務区分	留意すべき事項
②既存施設解体撤去工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定事業者は、選定事業者による完了検査報告を後に実施する、町自らによる完成検査に立会い、協力すること。選定事業者は、町による完成検査の検査項目及び検査内容を提案するものとし、町がこれらの内容を決定することとする。</li> </ul>
③近隣対応・対策業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民との調整や各関係機関との調整を十分行い、工事の円滑な進行や常駐警備員を配置するなど安全を確保すること。</li> <li>・選定事業者は、建設及び解体撤去工事に関して近隣住民への説明会等を必要に応じ実施し、工事内容について理解を得るように努めること。</li> <li>・解体撤去工事に関する近隣住民等からの苦情などについては、町に報告の上、事業者の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し、処理を行うこと。</li> </ul>
④その他事業を実施する上で必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の他、必要な協力を行うこと。</li> </ul>

#### (4) その他留意事項

##### ①新施設建設工事に係る手続書類の提出

ア 選定事業者は、新施設建設工事の着手前に、以下の書類を町に提出し、町の承諾を得ること。

なお、詳細は町と協議のうえ、決定することとする。

- (ア) 施工体制台帳
- (イ) 工事着工届
- (ウ) 現場代理人等届（経歴書を添付のこと）
- (エ) 施工計画書（全体及び詳細工程を含む）・品質管理計画書
- (オ) 主要敷材一覧表
- (カ) 下請業者一覧表
- (キ) 工事記録写真撮影計画書

イ 選定事業者は、新施設建設工事の施工中に、以下の書類を町に提出し、町の承諾を得ること。

なお、詳細は町と協議のうえ、決定することとする。

- (ア) 機器承諾願
- (イ) 残土処分計画
- (ウ) 再資源利用（促進）計画書
- (エ) 主要工事施工計画書
- (オ) 六価クロム溶出試験報告書
- (カ) VOC 室内濃度測定計画書
- (キ) 各種試験結果報告書

ウ 選定事業者は、新施設建設工事の完了後に、以下の書類を町に提出し、町の承諾を得ること。

なお、詳細は町と協議のうえ、決定することとする。

- (ア) 工事完了届
- (イ) 完成図書引渡届

- (ウ) 工事記録写真
- (エ) 工事完成写真
- (オ) 各種保証証書
- (カ) 各種検査試験成績書
- (キ) 保全に関する説明書
- (ク) エネルギー管理計画書
- (ケ) 竣工図（完成工事一式）

## ②既存施設解体撤去工事に係る手続書類の提出

ア 選定事業者は、既存施設解体撤去工事の着手前に、応募時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、以下の書類を町に提出し、町の承諾を得ること。なお、詳細は町と協議のうえ、決定することとする。

- (ア) 施工計画書（組織体制を含む）
- (イ) 設計工程表（基本設計、実施設計、建築確認申請等各種申請手続き及び町との調整工程）
- (ウ) 工事着手届
- (エ) 現場代理人等届（経歴書を添付のこと。）

イ 選定事業者は、既存施設解体撤去工事の完了後に、以下の書類を町に提出し、町の承諾を得ること。なお、詳細は町と協議のうえ、決定することとする。

- (ア) 工事完了届
- (イ) 工事記録写真
- (ウ) 完成写真
- (エ) その他町が必要と認めるもの

## ③保険

選定事業者は、業務の着実な履行にむけ、適宜、建設工事保険等に参加すること。なお、保険加入に係る費用は、本事業の費用に含めることとし、被保険者は下請け業者を含む建設企業と町とすること。